

落札後の注意事項

落札後の権利移転に関する重要な事項です。必ずご確認ください。

項目	動産	自動車	不動産
危険負担	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。従って、その後に発生した財産の破損、盗難、焼失等による損害の負担は、落札者が負担します。	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。従って、その後に発生した財産の破損、盗難、焼失等による損害の負担は、落札者が負担します。	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。従って、その後に発生した財産の破損、盗難、焼失等による損害の負担は、落札者が負担します。
担保責任	公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び新居浜市には担保責任は生じません。	公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び新居浜市には担保責任は生じません。	公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び新居浜市には担保責任は生じません。
引渡条件等	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡します。	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡します。	新居浜市は、引渡義務を負いません。公売物件は、原則として落札者が買受代金を納付した時点の状況で権利移転します。
返品・交換	落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品、交換できません。	落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品、交換できません。	落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
引渡義務	新居浜市が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡を受ける場合、当該保管人が現実の引渡を拒否しても、新居浜市は現実の引渡を行う義務を負いません。	新居浜市が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡を受ける場合、当該保管人が現実の引渡を拒否しても、新居浜市は現実の引渡を行う義務を負いません。	新居浜市は、引渡義務を負いません。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡などは、すべて落札者自身で行っていただきます。また、隣地との境界確定は、落札者と隣

			地所有者との間で行っていただきます。
保管費用	買受代金納付日に公売物件の引渡を受けない場合、保管費用がかかることがあります。	買受代金納付日に公売物件の引渡を受けない場合、保管費用がかかることがあります。	
落札者決定後、公売保証金が返還される場合	<p>買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができます。この場合、公売保証金は全額返還されます。</p> <p>落札者が買受代金納付前に滞納者などから不服申立てなどがあつた場合、公売の手続は停止します。手続の停止中は、落札者は買受を辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。</p>	<p>買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができます。この場合、公売保証金は全額返還されます。</p> <p>落札者が買受代金納付前に滞納者などから不服申立てなどがあつた場合、公売の手続は停止します。手続の停止中は、落札者は買受を辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。</p>	<p>買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができます。この場合、公売保証金は全額返還されます。</p> <p>落札者が買受代金納付前に滞納者などから不服申立てなどがあつた場合、公売の手続は停止します。手続の停止中は、落札者は買受を辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。</p>